

**Authenticity の概念に基づく歴史的土木構造物の保存手法 -堰を題材にして-**

*A Study on the Methodology for Conservation of Historical Civil Structures Based on the Concept of Authenticity.*

*-A case of Weir-*

白熊 良平\*・中井 祐\*\*・篠原 修\*\*\*

By Ryohei SHIRAKUMA, Yu NAKAI, Osamu SHINOHARA.

## 1 背景と目的

近年歴史的土木構造物の保存に関心が高まってきており、実際の保存事例(修景・修復・改築等)も着実に増加してきている。しかしそれらの事例の多くは、「保存をどう行うべきか」もしくは「より望ましい保存とは何か」ということに対する十分な議論を土台に行われているとはい難い。そこで、土木構造物の保存とはいかなる概念に基づいて行うべきなのか、その議論の枠組みを提示することを目的として本研究を行った。

ところで、土木工学において保存ということが議論されたしたのは近年のことだが、建築学においては古く19世紀末から議論されてきた。以後現在まで百年余りの議論の末、保存についてある考え方方が共通の認識としてできあがりつつある。そこで本研究では、まず建築学における保存の概念・手法の形成過程を整理し、次に土木工学における保存の概念・手法についての言及を行った。

## 2 建築学における「保存」の議論

まず本章では、建築学においてどのような議論がなされてきたかについて文献整理を行い<sup>1)</sup>、まとめた内容を簡単に記す。

### (1) 保存の始まり・Authenticity 概念の確立

そもそも、「保存」という行為が行われるようになったのは、19世紀のヨーロッパにおいてであるとされる。19世紀初頭から古代ローマ遺跡の発掘がヨーロッパ各地で

キーワード：土木史、景観、空間整備・設計、保存

\*学生会員 東京大学大学院工学系研究科

\*\*正会員 東京大学大学院工学系研究科 助手

\*\*\*フェロー会員 工博 東京大学大学院工学系研究科 教授  
東京大学大学院工学系研究科 社会基盤工学専攻 景観研究室

113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

始まったこと、および19世紀中期にナポレオン戦争の混乱後の社会再建、国民国家の形成に伴う国民の歴史意識を確立するための各国政府による遺跡の修復、がそれである。

しかし保存が始まった当初、その目的は「国民の歴史意識を高め国家のアイデンティティを確立する」ことが第一義であり、この状況に対して建築史・美術史の専門家が疑問を呈するようになった。こうして20世紀初頭に、「保存とは何か」「正しい手法とはどのようなものか」という議論が始まる事になる。その議論の結果は知的協力委員会(UNESCOの前身組織)によるアテネ憲章(1931)としてまとめられた。その内容は、「保存の目的は歴史・芸術・文化を後世に正しく伝えることであり、オリジナルの部品を集めてきてもの場所に戻すAnastylosisという手法で行うべきである」とまとめられる。

この基本的な考え方は第二次大戦後のベニス憲章(1964)に継承された。ここでは、建造物を保全するのは、単なる情緒的行為ではなく、過去の人間が行った創造行為に対する敬虔な姿勢に基づいた理性的行為であるとした。またAuthenticityという「真正な価値」を表す概念が初めて示され、保存を行う際にはそれを「完全に」守りながら後世に伝えていかなければならないとした。この理念のもと1972年には世界遺産条約が成立し、そこにおいては、建造物のAuthenticityはDesign, Material, Workmanship, Settingsの四側面から判断されることが宣言された。

### (2) 保存と開発の対立・経済的価値への転換

さて、「保存」と対立する概念にあるのが「開発」という行為である。ここでは20世紀初頭のパリにおける事例を一つ挙げ、「保存」と「開発」が対立する概念であることを示す。

パリにおいては、1887年に歴史的文化財に関する法

律が制定されたが、この法律の 1913 年の強化によってパリ中心部にはもはや新しく建物を建てることが不可能になった。そのもとでアンリ・プロストが示したパリの歴史的中心部を保存し周辺地区のみを近代化する再開発案(1924-34)に対する異議申し立てとして、コレビュジェはその歴史的中心部を全て鉄とガラスの建物に置き換えるという「プラン・ヴォアザン」を発表した。

こうした「保存」と「開発」の対立に対する一つの解として、観光資源として利用するということは 19C からなされてきた。日本においても、1897 年の古社寺保存法制定当時からしてそれを保存を行う目的の一つとしてきたことは明らかにされている<sup>2)</sup>。しかし観光資源化できない歴史的建造物も多く、「保存」と「開発」の対立の解消までには至らなかった。

### (3) 保存対象の多様化に伴う Authenticity 概念の拡大

(1)において、Authenticity は四側面から判断されるべきであることが世界遺産条約において宣言されたと述べた。しかしその後、非西洋世界でも保存が行われるようになり、また歴史的価値の比較的低いものまで幅広く保存するようになった(当初は少数優品主義であった)。このように保存対象が広がりをみせたことにより、従来の Authenticity 概念の問題点が浮き上がってきた。その論点は主に以下の三点である。

まず一点目は「材料」の Authenticity にかかわるもので、たとえばわが国の伝統的木材建築の保存修復は、解体し老朽化した木材は取り替えるというのが基本である。オリジナルの材料を用いて修復しなければならないという、石造建築を対象に構築された手法(Anastylosis)は明らかに木材建築には適用不可能であった。

次に二点目は「文化的景観」と呼ばれるものに関するものの扱いである。例えばオーストラリアのエアーズ・ロックは人工の工作物ではないが古くから人々により大切にされてきた「風景」である。保存の対象は 19 世紀末の「建造物」のみから、「建造物の周囲の環境」「街並み」「都市空間」へと次第に拡大されてきていたが、このように「風景」も保存の対象に加えようとするとき前述の 4 側面からその Authenticity は測れない。

今挙げた二点に対しては、その国の固有の文化や歴史に基づいて独自の Authenticity の判断を行う基準が制定されてきている。またそういった Authenticity の有する性質については、「世界文化遺産奈良コンファレンス」

(1994)で一つの結論が導きだされている。それぞれの遺産の背後にある社会や文化は尊重されなければならないため、「固定的な評価基準によって Authenticity の評価を行うことはできない」ということである。

Authenticity の広がりに関する論点の三点目は、「近代の遺産」の取り扱いである。それまで遺産の保存は百年単位のスパンで自然に(荒廃しながらも)残ってきたものを将来に残しつづける」というスタンスで行ってきた。しかし近代は旧来に比べ変化のスピードが速く、19 世紀から 20 世紀初頭の近代建造物は、今積極的に残そうという活動を行わなければ将来まで残っていかない。さらにはそういった建造物に対しては現時点においては歴史的価値判断を行うことが困難な場合であることが多く、何らかの実用的な存在価値を与えてやらなければ残せない。

このような状況に対して、近代モダニズム建築を保存しようとする DOCOMOMO という国際組織が「モダニズム建築の Authenticity は単に四側面から判断されではなく、オリジナルのアイデアが形や空間や外観において認識できる限りにおいては、当初材の置換や変更は認められて良い」という見解<sup>3)</sup>を出している。

### (4) 保存と Intervention 概念との一体化

(2)で述べたように歴史的な価値を活かして観光資源とできる構造物は限られている。特に実用構造物の場合は、集客することよりもその本来の機能や使い勝手といったことが重視され、それに不都合があれば経済的とはいえない。またそれとは別に、近代の遺産は歴史的な価値の確定自体が現時点では不可能である。

ところで建築学では古く(16 世紀頃)から「増改築」についての議論もなされてきた。そこにおいては、既存の環境を読み解き、旧来の設計意図を尊重した上で旧空間に連続した新しい環境を作り出すべきだとされてきた。それも単に過去のスタイルをそのまま踏襲するのではなく、過去のスタイルを尊重した上でオリジナルなもの作るべきだということである。単なる過去のイミテーションはむしろ先達に対して失礼にあたると考えていたからだ。

このような背景から現在保存を考える際には、開発から保存まで既存の環境に手を加える行為全体を表す Intervention (介入)という概念とともに考えられることになってきている。すなわち、Authenticity の全ての項目を保存することが無理でも、適切な(歴史を尊重した) In-

tervention を行うことによっていくつかを保存することが可能ならば、積極的な Intervention を行い建造物を保存していくという考え方である。

### (5) 本章のまとめ

以上までに建築学における保存に関する議論を追った。一言でまとめると、Authenticity および Intervention という概念が保存を行う際のキーワードであるが、それらの概念の具体的な内容は明確に定義することが不可能で、対象毎に考えなければならないということである。

本論文ではこの Authenticity と Intervention に関する考え方を、土木構造物の保存に適応することを第 3 章以降で議論する。

## 3 土木構造物の Authenticity を議論するための枠組

### (1) 土木における保存・活用の現状と課題

第 2 章で挙げた議論を土木における保存・活用の現状と比較すると、まず以下のことを指摘できる。

まず、現在行われている保存は部材に対する Authenticity に関心が偏っている傾向がある。部材を再利用すると土木構造物の機能を損ねてしまうときのみ新しいものに更新してもかまわないという考え方<sup>4)</sup>で、これは石造建築に対する Anastylosis に他ならない。「風景」などの多様な Authenticity を認め、それぞれに応じた多様な Intervention が認められてしかるべきだが、未だ十分に議論されているとはいえない。

それから、修景は「当初からなかった飾りは、何物も付け加えない」ことが原則となっている<sup>5)</sup>。しかし第 2 章(4)における議論を踏まえれば、修景の是非は歴史を尊重しているか否かで判断されるべきものであり、そうであるならば大胆な修景も認められてしかるべきである。

最後に建築の分野とも共通の問題として、保存について議論がなされ、また保存を求める声が多くあがつても、最終的には経済的・機能的理由により保存されないという理念と現実の不整合も課題となっている。

### (2) 保存のための議論の枠組み

さて、第 2 章の議論を実際に土木構造物の保存に適応しようとする際には、「土木構造物の Authenticity についての議論」「その Authenticity に応じた保存手法の議論」という二段階の議論が必要である。ここで、

Authenticity の項目については保存対象ごとに考えなければならないため、本論文ではその対象を「堰」に限定した上で、その議論を行った。

### (3) 堤における Authenticity の具体的な考察

堰と他の土木構造物・建築物との性質の共通点および差異を、事例分析を通して注目することにより、堰の Authenticity の項目の抽出を行った。それらの項目は、「(a) 建造物一般に共通する項目」「(b) 土木構造物一般に共通する項目」「(c) 堤一般に共通する項目」「(d) 個々の堰に特有な項目」と表 1 のようにレベル分けをすることができた<sup>6)</sup>。以下その内容について、およびそれを保存するための手法論について具体的に述べていくことにする。

#### (a) 建造物一般に共通する項目

まず建造物一般に共通する項目としては、「部材・技術・構造・意匠」が挙げられる。これらに対する Authenticity を保存するための手法としては、オリジナルの部材・技術・構造を利用すること、意匠を継承すること、が考えられる。

#### (b) 土木構造物一般に共通する項目

次に、土木構造物一般に共通する項目としては、「立地との不可分性」「地形との一体性」「機能と形態との対応」が挙げられる。堰について具体的に説明するが、これらの項目は他の土木構造物にも当てはまる性質だと考えられる。

まず、「立地との不可分性」というのは、移築の是非と関わる問題である。建築物においても移築という行為はその空間の文脈構造を壊してしまうのであまり望ましくないといされているが、土木構造物に対してはより強くそのような立場がとられるべきである。それは土木構造物においては、「立地の自然条件による制約」(堰においては、河道の線形・流量・分派条件・周囲の地形・土地利用・地盤状況などによって立地が左右されること)および「構

一般的	建造物に共通	部材・技術・構造・意匠
個別的	土木構造物に共通	立地との不可分性・地形との一体性・機能と形態との対応
個別的	堰に共通	堰と水との視覚的一体性・堰と周囲の土地利用との意味的一体性
個別的	個々の堰に特有	

表 1 堤における Authenticity の項目のレベル分け

造物の形の立地による制約」(堰体自身の形もそれらに左右されること)が建築物に比べて強いからである。このAuthenticityを保存するためには、移築しないで保存することが必要である。

次に、「地形との一体性」というのは、以下のことである。堰は周囲の堤防と一体となってそのシステムとしての機能を果たしている。逆にいえば、周囲の堤防なしにはその機能を果たせない。このAuthenticityを保存するには、堰と周囲の堤防とを一体として保存する必要がある。こういったことは、現在近代化遺産の重文指定が構造物単体のみでなく関連の施設一構として行われることにも表れている。

最後の「機能と形態との対応」というのは、土木構造物はその機能により構造物の形の大部分が決定されていることを意味する。この性質により土木構造物は機能転換による保存(転用)が困難となっているが、逆に考えればこの性質こそが土木構造物のAuthenticityを規定する重要な要素の一つである。このAuthenticityを保存するためには、堰が堰として果たす機能も堰体などと一体的に保存する必要がある。

#### (c) 堤一般に共通する項目

堰一般に共通する項目として、「堰と水との視覚的一体性」および「堰と周囲の土地利用との意味的一体性」が挙げられる。

「堰と水との視覚的一体性」というのは、以下のようのことである。堰は堰上流側の湛水面、および堰下流側の流水表情と堰体とが一体となって初めて完結したゲシュタルトを形成し、堰と認知され得る。このことからそれらの水は「堰であること」を示すAuthenticityの重要な項目であるといえる。人が風景を認識するときには、構造物の形のみならず、構造物と密接に関連する周囲のあらゆる景観要素(人のActivityや匂い、音も含む)をオブジェクトとして扱う<sup>7)</sup>が、堰においては水が極めて重要な景観要素なのである。この項目を保存するには、堰体を湛水、流水とともに保存することが必要である。

また、堰の存在は周囲の土地利用と密接に結びついており、風景が生成する過程において重要な役割を果たしている。たとえば水田に水を引くことを目的に作られた取水堰を見るとき、そこから水が行き着く先を連想することは想像に難くない。そもそも、それらの水田は、その堰なしには存在しえなかつたのである。そしてそのような水田が堰と一緒に眺められるのであれば、それらは一

つの風景の中で深い結びつき、即ち意味を形成する。このような場合、その意味も堰のAuthenticityの項目であり、堰と水田との関係性を保存することによってこの項目は保存される。このことを本論文では、「堰と周囲の土地利用との意味的一体性」と表現した。

#### (d) 個々の堰に特有な項目

今までに挙げた項目の他に、個々の堰ひとつひとつに固有のAuthenticityの項目が存在することも考えられるが、本論文ではその内容については具体的に扱わない。個々の堰を保存する際にはこの項目としてどのようなことが挙げられるかをまず議論する必要がある。

## 4 結論

本論文においてはまず第2章において、建築学における議論を整理した。

そして第3章では、堰を例に、Authenticityの項目を議論するための枠組を示した。今までの保存事業においては、「より望ましい保存」を目指すこのような一定の枠組に基づいた議論自体が行われていない<sup>8)</sup>。もちろん挙げた項目すべてのAuthenticityを保存することは不可能であるが、議論されるAuthenticityの項目によって、その保存プランは大きく変わってくるので<sup>9)</sup>、これらのAuthenticityの項目の存在を認識することは非常に重要なことであると考える。

最後に今後の課題としては、本論文では堰のみしか扱っていないので、他の土木構造物に対する同様の議論を早急に行う必要があることが挙げられる。

- 1) 第2章の内容は主に以下の文献を整理したものである。  
大河直躬: 保存という概念 あるいは言葉, 建築雑誌 1997.1, 日本建築学会, p.16-19.  
田原幸夫: ユネスコ・イコモス、そしてドコモモ, 建築文化 2000.6, 彰国社, p.37-43.  
山名善之: 保存意識はいつ・どこで生まれるか, 建築文化 2000.6, 彰国社, p.58-61.  
宮脇勝: 改造建築・都市改造, Space Design 2000.10, 鹿島出版会, p.6-12.
- 2) 小川伸彦: 制度としての文化財 明治期における国宝の誕生と宗教・美術の問題, ゾシオロジ 35(3), 社会学研究会, 1991, p.109-129.
- 3) 「DOCOMOMO Journal 18号」に示されている。
- 4) 馬場俊介: 具体化し始めた「保存再生工学」, 土木学会誌 2000.6, 土木学会, p.37-39.
- 5) 文化庁歴史的建造物調査研究会: 建物の見方・しらべ方 近代土木遺産の保存と活用, ぎょうせい, 1998, p.117.
- 6) この「レベル分け」の概念は本論文独自のものである。
- 7) 真田純子: エッセイに見る都市解釈の枠組みに関する研究, 1999年度第34回都市計画学会学術研究論文集, p.391-396
- 8),9) これらのこととは、会議・委員会の議事録をあたったり、ヒアリング調査を行ったりすることによって、いくつかの事例については確認している。